

1000円  
以上！

# 最賃裁判ニュース

NO.18  
2014年  
2月12日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索

## 第13回裁判報告 次回は4月16日(水)16:00~

2月12日の第13回裁判は、原告12名が参加し、傍聴支援者は約70名。原告陳述した猪井さんは、正社員から派遣社員に移り、派遣切りにあつて精神的に不安定になり、現在の時給最賃ギリギリで働くに至る過程を生々しく陳述し「低賃金が当たりまえ、突然切られても文句の言えない、そんな社会がまかり通っているのか」と裁判長に訴えました。原告側弁護団から、今後の立証計画について弁論がされ、被告国からは「全て国の裁量の範囲内でありこちらから立証する義務は何もなく、今後の陳述の予定はもうない」と開き直る答弁がされました。

### 44歳原告が「正規→派遣切り→非正規」に至る過程と不安・怒りを陳述

私は大学を卒業した後、一度は製本工場に正社員として就職し、一人暮らしを始めました。製本工場を辞めた後、10数年間、マンションの巡回清掃から病院の手術室看護助手までアルバイト、準社員として働きました。収入は、アルバイトのときは時給千円で、準社員のときは基本給で19万円程度いただいていた。

しかし、結局、正社員にはなることはできず、派遣社員への抵抗はありましたが、中長期の工場派遣専門の派遣会社に登録しました。当初はそれでも時給千円はあり、私もフルタイムで懸命に働き、なんとか生活していました。

そんなある日、派遣先の工場の不正を指摘したところ派遣先を追われ、派遣元からも干され、新しい派遣会社に移り紹介された派遣先は時給780円で、交通費も支給されず、フルタイムで働くこともできない職場でした。それ以降は、その日食べるのが精一杯の生活で、精神的にも不安定になっていきました。

当時は、健康保険料も支払えないほど困窮していたため、40度の熱を出して倒れても、アパートで一人寝ているしかできず、布団にくるまりながら、不安と孤独に押しつぶされそうになったことを覚えています。そのような、私の生活をかろうじて支えていた派遣の職さえも、2009年に30名の派遣社員全員に対する雇い止めによって奪われてしまったのです。「今月いっぱいでもう更新しないから」と言われたのが、その月が終わる4日前でした。低賃金で働かされ、使い捨てにされ、人間扱いされていないことを肌身で感じました。

そのときは伯母を通じて地元議員の助けを得て、生活保護の申請をし、何とか食いつなぐことができました。仕事も紹介してもらい、郵便局のアルバイトが決まりました。ただ、私はそのころには心身ともに疲れ切っていたため、「この職場がだめならもう人生ダメだ」と思い詰めてしまっていました。

当然、そのような精神状態では仕事も上司との人間関係もうまくいかず、ある日、出勤途中の駅で気を失って倒れてしまいました。診断名は『うつ病』でした。その後、職場に出られなくなり、夜も寝られなくなりました。もう当時のことはよく覚えていないのですが、さらに思い詰めてしまった私は、絶望して、アパートで大量の酒と睡眠薬を飲んで自殺を図ったのです。今思えば本当に身勝手に愚かなことをしたと思いますが、その当時は、それしか道がないと判断したのだと思います。未遂には終わりましたが、アパートには



原告陳述した猪井さん、弁護団(前列)、原告の皆さん(後列)

いられなくなり、葉山の実家に引っ越し、その後、今の仕事に就きました。

今の仕事はスーパーマーケットセンター工場で弁当作りのパートをしています。時給は880円で、朝の6時から11時までの5時間、週5日ペースで働き、月収は大体6,7万円程度です。フルタイムで働きたいのはやまやまですが、うつ病に加え、平成25年4月にはS状結腸憩室炎を発症し、2週間に一度くらいの頻度でのた打ち回るくらいの激痛と吐き気に襲われるため、長時間で働くことができません。発作で仕事を急に休むこともあるため、私の病気に理解のある今の職場を簡単に辞めて転職することも難しいです。

今は実家暮らしで、家賃や光熱費、夜ご飯分の食事代が浮いている状態です。それでも月1万円程度の医療費や携帯代、朝・昼のごはん代、交通費を引くとほとんど給料は残りません。両親は、年金暮らしで経済的に余裕があるとは言えず、また父親は人工透析を受けて健康不安を抱える状態、私に早く自立してほしいと折に触れ言いますが、見通しは立ちません。私も、もちろん結婚して家庭を築くことへの人並みの願望はありますが、今は一人で生きていけるかどうかすら分からない状態ですので、それどころではありません。

去年発症したS状結腸憩室炎で人工肛門になるかもしれないと医者に言われたときに、心の底から神に祈りました。人工肛門になることは免れましたが、そのときに信仰心が芽生え、昨年末にキリスト教会で洗礼を受けました。お金もなく献金も満足にできませんが、今はこの信仰が私の心の支えです。

私は派遣になって足元を見られて時給が下げられたとき、初めて最低賃金の低さを痛感しました。最低賃金が人間として最低限度の生活を担保するものになっていないのです。能力がないから正社員になれない、賃金も低いのが当たり前、突然切られても文句を言えない、そんな社会がまかり通っているのでしょうか。労働者であればどんな労働者でも保障されるべき生活のレベルがあるはずで、その一つが最低賃金のはずです。最低賃金の問題は、神の導きを祈りによって待つのではなく、人間自らの手によって解決できる問題のはずです。裁判所におかれましては、私たち労働者の願いを真摯に受け止めていただき、公正公平な判断をされるようお願いいたします。



恒例の裁判後の関内駅周辺 宣伝行動

## ●弁護団から、原告の主張を証明するための「6点の立証計画」を主張しました

1. 国は「最賃で稼ぐ手取りで既に生保月額を上回り、逆転現象は解消した」と言う。最賃額でフルタイムで働いて生活保護申請した場合、支給判定がされるか国に回答を求める。支給されるはずである。
2. 最賃法の趣旨・目的を正しく解釈すれば「労働者の生計費」よりも「事業主の支払い能力」を重視することはありえない。日本の最賃決定の異常性を国際的な最賃制度比較で浮き彫りにする専門家。
3. 憲法25条（生存権）と勤労権（27条）の統一的解釈で最賃のあり方を明確にする専門家。
4. あるべき最低生活費を保障するためにいかなる最低賃金が必要か、実態論から立証する専門家。
5. 「生活保護月額から時間給へのまやかしの換算式」を決定した当時の中央最賃審議会長の証人申請。
6. 最賃ギリギリで働き生きる実態が経済的損失の範疇を超え、人格権の侵害に直結する取り返しのつかない損害を生んでいることを、10名程度の原告本人尋問を申請する予定。

## ●被告＝国は「全て国の裁量権の範囲内。立証する義務はない。」と言い放つ。

・裁判長： では、国は「1. 生保支給判定」について回答しますか？

・被告＝国： 国が回答するつもりはない。最賃決定は国の裁量権の範囲内でありこちらが立証する義務はない。当時の中央最賃審議会会長の証人申請も受け入れがたい。

・裁判長： では、原告の方から「現行の最賃額で働いて生活保護申請をした場合、支給額決定」について主張を出していただき、これについて国の反論があれば、次回裁判で主張する、とします。